

臨職協 にゅ〜す

発行：自治労本部
臨時・非常勤等職員全国協議会
〒102-8464
千代田区六番町1自治労会館5階
TEL：03-3264-2593
FAX：03-5210-7422

7月1日

No.002

臨時・非常勤等職員の処遇改善にむけ厚労省要請を実施ー5月19日

～関係省庁の連携した取り組みを求める～

自治労臨時・非常勤等職員全国協議会は、5月19日、厚生労働省に対し「自治体の臨時・非常勤等職員の雇用安定と均等待遇」に関する要請を実施した。全国協議会からは高橋議長以下、全国幹事、事務局長ら8人が出席した。厚生労働省からは、雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課の金沢法規係長、労働基準局労働条件政策課の森下厚生労働事務官が対応した。要請では、高橋議長が「自治体には、官製ワーキングプアと呼ばれる人が大勢いるという実態がある。ぜひ総務省と情報交換をしていただき、私たち自治体で働く臨時・非常勤等職員の改善の道につながるよう関係省庁とも連携した取り組みをお願いしたい」と力強く訴えた。



国会でも臨時・非常勤等職員の処遇について議論が活発化！！

～地方自治法の改正案は継続審議～

第186回通常国会は2014年6月22日に閉会した。今国会では、第185回臨時国会から継続審議とされていた地方自治法改正案、自治体で働く臨時・非常勤等職員の課題について、たびたび取りあげられた。国会議員へのはたらきかけもあり、民主党議員だけでも相原参議院議員、江崎参議院議員など衆・参合わせて13人の国会議員が臨時・非常勤等職員の課題について質問を行った。

手当支給を可能とする地方自治法改正案は、通常国会閉会に伴い継続審議となったが、パートタイム労働者や消費生活相談員に関連した法改正にあたっては、雇用安定、処遇改善に関する附帯決議がなされた。また、空白期間における社会保険等の取扱いや、消費生活相談員の雇止めに関する通知が発出されるなど、改善にむけた動きが見られた。

引き続き、手当支給を可能とする地方自治法の改正はもちろん、雇用安定、処遇改善にむけた運動が強化する必要がある。



江崎孝
参議院議員



相原久美子参議院議員

～福井県本部で臨職協の連絡会ができました～♪

福井県本部では6月24日に学習会を開催し、その後行われた単組代表者会議において、「自治労福井県本部 臨時・非常勤等職員労組連絡会」が承認されました。現在協議会等のある県本部は、12県になりました（祝）

みんなでどんどん運動を盛り上げていきましょう！！